石川県鹿島郡中能登町
高畠ラ　一八三番　一号
一八九番二　二号
二〇八番　二十二号
高畠ノ　二三三番　三号及び四号
六一番　五号
六三番　六号
一三七番　十七号
一三一番一　十八号
一一七番　十九号
四七番　二十号
一四番　二十一号
高畠弐　二八番一　七号
三五番一　八号
四四番　九号
五九番　十号から十二号まで
曽祢ロ　三三番　十三号及び十四号
二五番　十五号
二二番　十六号
三(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
松本川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から十八号までを順次結んだ線及び標柱一号と十八号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和五十年建設省告示第八百四十五号で指定した第四号に掲げる土地の区域を除く。）
石川県鹿島郡中能登町
福田子　一九番　一号
二〇番　二号から六号まで
福田丑　二番　七号
九番　八号及び九号
高畠参　九一番　十号及び十一号
六六番一　十二号
六五番一　十三号
六三番甲　十四号
四四番二の一　十五号
三〇番三　十六号
二五番三　十七号
高畠ウ　二五七番　十八号
四(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
脇谷内川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から十三号までを順次結んだ線及び標柱一号と十三号を結んだ線に囲まれた土地の区域

石川県鳳珠郡能登町字小間生
壱字　一番乙　一号
五番　四号から六号まで
ワ部　九番一　二号及び三号
一九番　七号
弐字　三番甲　八号
一番一　九号から十二号まで
ヌ部　五三番　十三号
五(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
石黒川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から二十号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十号を結んだ線に囲まれた土地の区域（平成二十一年国土交通省告示第二百四十二号で指定した第四号に掲げる土地の区域を除く。）
石川県金沢市石黒町
イ　九七番　一号
九六番　二号
九五番　三号及び四号
二〇八番二　十五号
二〇八番一　十六号
二〇五番　十七号
一〇八番　十八号から二十号まで
ヘ　六八番　五号
六六番　六号及び七号
六〇番　八号及び九号
五七番　十号
五八番　十一号
四九番　十二号
ロ　一一二番四　十三号及び十四号

○海上保安庁告示第二百五十五号

航路標識の性質その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十一年九月二十九日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

名称　香深港北島防波堤灯台
位置
所在地　北海道香深港（北島防波堤東端）
北緯　四五―一八―〇九
東経　一四一―〇三―一一
変更した事項
光度　実効光度七八カンデラ
光達距離　五・〇海里
変更年月日　平成二十一年七月二十四日

○海上保安庁告示第二百五十六号

航路標識の設置について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十一年九月二十九日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

名称　東京西第二号灯浮標
位置
所在地　京浜港東京区（東京灯標の南東方約一・九キロメートル）
北緯　三五―三三―一五
東経　一三九―五〇―三三
変更した事項
位置　正規位置の三八度約六〇メートル
変更年月日　平成二十一年七月二十七日
記事　一時変更

名称　東京西第四号灯浮標
位置
所在地　京浜港東京区（東京灯標の西北西方約一・九キロメートル）
北緯　三五―三四―二三
東経　一三九―四八―三四
変更した事項
位置　正規位置の五二度約二〇〇メートル
変更年月日　平成二十一年七月二十六日
記事　一時変更

○海上保安庁告示第二百五十七号

航路標識の位置の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十一年九月二十九日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

灯光名称　単閃赤光　毎三秒に一閃光
光達距離　実効光度四五カンデラ
点灯年月日　平成二十一年七月二十六日
記事　東京都東京港建設事務所管理

○中部地方整備局告示第百二十四号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十一年九月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十一年九月二十九日

中部地方整備局長　富田　英治

(一)　路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所
(二)　百五十三号　豊田市本新町六丁目三八番五から同市東新町五丁目一五番四まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）　中部地方整備局及び同局名古屋国道事務所

供用開始の期日　平成二十一年九月二十九日

○九州地方整備局告示第百十六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十一年九月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十一年九月二十九日

九州地方整備局長　岡本　博

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　三号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
出水市下知識町一六四一番から阿久根市赤瀬川字堂山二八二九番一まで	前	BA 八・四〇～二〇・〇〇	四六・二〇〇メートル	
	後	BA 八・四〇～二〇・〇〇	四六・二〇〇メートル	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

(四)　図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局鹿児島国道事務所